

## 別紙

### 令和8年度 福井県版図柄入りナンバープレート寄付金活用事業募集要項

#### 1. 概要

県では、平成30年10月から恐竜が描かれた福井県版図柄入りナンバープレートの申込受付を開始しました。

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては料金の他に寄付金（1,000円以上）をいただいております。寄付金を管理する「公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下、「財団」という。）」が、地域の協議会が選定する事業へ助成しております（※）。

このため、福井県が設置した「福井県版図柄入りナンバープレート寄付金活用協議会」では、今年度の寄付金を充てるべき事業を以下のとおり募集します。

※：地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和8年度）

<https://www.d-number.or.jp/subsidy-local8/>

#### 2. 募集期間

募集期間：令和8年7月1日（水曜日）から同年7月17日（金曜日）まで

#### 3. 対象団体

次の（1）～（9）全てにあてはまる団体とします。

- （1）県内の自治体・法人・団体であること。（個人を除く。）
- （2）組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有していること。
- （3）県内で活動し、県内に主たる組織または事務局があること。
- （4）反社会的勢力と関係がないこと。
- （5）日本国内において税金の滞納をしていないこと。
- （6）日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による申立て等、協定事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- （8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員に該当する者がいないことならびに密接な関係を有していないこと
- （9）過去の業務その他の事情において、県が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

#### 4. 対象事業

次の（１）～（９）の全てにあてはまる事業とします。

- （１）福井県版図柄入りナンバープレートの寄付金の活用方針に定める以下のいずれかの事業
  - ①周遊パスの企画・造成など、公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
  - ②待合環境の整備や多言語化への対応など、公共交通機関等の利便性の向上に資する事業
  - ③観光客向け交通情報の発信や観光イベントの開催など、観光旅行客の受け入れ体制の強化に資する事業
  - ④交通安全の広報・啓発など交通事故防止対策に資する事業
  - ⑤公共交通の利用促進のための広報・啓発活動や公共交通分野での人材確保など、公共交通機関の維持確保に資する事業
- （２）県内で実施する事業であること。
- （３）当該事業が、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金を活用した事業であることを対外的に確認ができる表示を行うこと。
- （４）事業実施期間は、令和８年１０月下旬頃（財団決定後）から令和９年３月３１日までを基本とする。ただし、交付決定前に事業の着手を行う場合は、その必要性を合理的かつ具体的に記載すること。
- （５）事業費のうち、申請する助成額が助成予算額の範囲内であること。
- （６）営利を目的とした事業でないこと。
- （７）事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。
- （８）公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- （９）政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。

#### 5. 助成額等

- （１）助成額：１事業 70 万円程度
- （２）助成対象経費：事業の実施にかかる経費（ただし、組織の運営費等を除く）

#### 6. 応募書類

上記１の「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和８年度）」における以下の応募書類を提出してください。

ただし、様式第１については、福井県版の申請書を提出してください、

- （１）（様式第１）福井県版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金交付申請書
- （２）（様式第１・別紙１）助成金交付申請事業の概要
- （３）（様式第１・別紙２）助成金交付申請額及び助成対象経費の内訳等

#### <添付書類>

- ①上記の「積算内訳」で使用した積算単価について、その単価の根拠となる資料（見積書、仕様書等）
  - ②上記①以外で、助成対象経費の算定に関して参考となる資料
  - ③交付申請者の会社概要及び業務内容がわかる資料（交付申請者が地方公共団体の場合を除く。）
- (4) (様式第1・別紙3) 助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳（予定）

#### 7. 応募方法等

- (1) 応募数：1自治体・法人・団体につき1事業の応募とします。
- (2) 応募方法：電子メール又は郵送により行います。なお、郵送の場合は、2部（正・副各1部）提出してください。
- (3) 応募先：下記10の宛先とします。
- (4) 応募締切：令和8年7月17日（金曜日）17時必着

#### 8. 選定方法

- (1) 助成対象事業者及び対象事業の選定は、「福井県版図柄入りナンバープレート寄付金活用協議会」において行います。
- (2) 対象事業は、公益性、広域性、実効性等の観点から選定を予定します。
- (3) 選定の決定は、募集期間終了後3週間以内に行い、選定された事業者にもメールにてご連絡します。  
なお、審査の経過・結果（不採択の理由等）に関する問合せは、一切応じかねますので、ご了承ください。
- (4) なお、事業の採択を決定するのは財団であり、協議会の選定をもって、助成を確約するものではありません。

#### 9. その他

本要項に記載のない事項については、上記1の「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和8年度）」における以下の規定類によるものとします。

- (1) 公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考規程 <選考規程>
- (2) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領 <実施要領>
- (3) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成募集要項 <募集要項>

## 10. 問合せ先

福井県 未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課

住所：〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 4階

電子メール：[kotsuka\(at\)pref.fukui.lg.jp](mailto:kotsuka(at)pref.fukui.lg.jp)

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。